

事故報告について

二戸地区広域行政事務組合
事務局 介護保険推進室

1 報告を要する事故

死亡に至った事故及び医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故は原則として事故報告書の提出を願います。

その他報告書を要する事故の例示は次のようなものになります。

- (1) 自然死以外の死亡（利用者及び従業者の事故等による死亡、自殺、変死等）
- (2) 傷病等（サービス提供等に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病、医療事故等）
- (3) 暴力・犯罪行為（利用者又は従業者等による暴力・犯罪行為）
- (4) 施設入所（利用）者の無断外出（警察への通報、捜索を要する場合）
- (5) 火災を含む災害（小火を含む火災、避難を要する災害、物的・人的被害が生じた災害など）
- (6) 交通事故（サービス提供等に係る利用者の交通事故など）
- (7) 管理瑕疵（管理瑕疵による事故・不祥事案など）
- (8) その他（上記に準じると認められる利用者又は従業員等に係る事故、事件等）

2 報告様式

令和3年度より、国の通知に伴い事故報告の様式を変更していますのでご注意願います。この様式は広域ホームページにも掲載していますので、各自ダウンロードの上、活用願います。なお、当組合への事故報告はメールによる提出を可としています。

3 報告書作成の注意点

事故報告書の作成にあたっては、下記に注意いただきますようお願いいたします。

- 利用者のサービス種別を記載すること。（施設名しか記載していない報告書が見受けられます）
- 事故発生時状況、事故内容、発生時の対応など、内容がわかるようかつ簡潔に記載すること。
- 事故発生状況等について、職員がその場に居合わせたものなのか、事故後利用者から聴き取りした内容なのか明確にすること。
- 事故の原因分析や再発防止策を必ず記載すること。

4 その他

- 事故があった場合には、速やかに利用者家族、市町村、当組合へ連絡をお願いします。
- 重大事故（死亡事故、病院受診の必要な事故等）については、事故報告書の提出が必要となり、記録については2年間保存が必要です。
- 家族への説明は、親切丁寧に誠意を持った対応をお願いします。場合によっては訴訟となる事もあります。